

# 特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほくという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消費者被害の未然若しくは拡大防止及び救済のため、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・相互援助を図り、各種消費者被害の調査・研究・情報収集、是正申入等の活動によって、消費者全体の利益擁護、消費者の権利の確立に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下単に「法」という。）第2条別表のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 消費者の保護を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、前条の活動に係る特定非営利活動事業として、次の事業を行う。

- (1) 各種消費者被害の実態調査・研究事業
- (2) 各種消費者被害の拡大防止のために不当な約款・不当な勧誘行為・不当な表示等に対する是正を求める事業
- (3) 各種消費者被害の防止・救済に関する事業
- (4) 各種消費者施策に関する研究・提言事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種類とし、個人正会員及び団体正会員（以下あわせて「正会員」という。）をもって法における社員とする。

- (1) 個人正会員  
この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するために入会した個人
- (2) 団体正会員  
この法人の目的に賛同し、この法人の活動を推進するために入会した非営利の団体
- (3) 個人賛助会員  
この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人
- (4) 団体賛助会員  
この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、会員の別を記載した入会申込書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申込みがあったときは、その者が第6条に掲げる条件に適合することを確認したうえ、理事会の同意を経て、入会の承認をするものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。

## 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上20人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事の互選によって、1人を理事長とし、若干名の副理事長を選任することができる。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況であると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第 19 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

- 第 20 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

- 第 21 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第 22 条 総会は、次の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散
  - (3) 合併
  - (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
  - (5) 事業報告及び活動決算
  - (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
  - (7) 入会金及び会費の額
  - (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
  - (9) 事務局の組織及び運営
  - (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第 23 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
    - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
    - (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
    - (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第 24 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
  - 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 25 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

- 第 26 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

- 第 27 条 総会における議決事項は、第 24 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
  - 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

- 第 28 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 54 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 29 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

- 第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

- 第 31 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) 消費者契約法第 13 条第 1 項に定める差止請求関係業務の執行に関する事項
  - (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

- 第 33 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
  - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくはファックス又は電子メールをもって、少なくとも理事会の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

- 第 34 条 理事会の議長は、理事長又はその指名する理事がこれに当たる。

(議決)

- 第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決する。

(表決権等)

- 第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくはファックス又は電子メールをもって表決することができる。
  - 3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
  - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(持ち回り理事会)

- 第 37 条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に対し、書面若しくはファックス又は電子メール(以下、「書

面等」という。)により、相当な期間を定めて通知し賛否を求めた場合には、書面等による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とすることができる。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面等表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 1 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 7 章 委員会

(検討委員会)

第 39 条 この法人に、差止請求関係業務その他一定の行動等の要否並びにその内容を検討するための検討委員会を設置する。

- 2 検討委員会は、前項の検討の結果、差止請求関係業務その他一定の行動等が必要と判断した場合は、その結果と意見を理事会に報告する。
- 3 検討委員会の委員の資格、選任方法、任期、会議の方法については、理事会の定める検討委員会運営規則で定める。委員の選任においては、差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有する者を含まなければならない。

(検討グループ)

第 40 条 この法人に、事業者等の不当な事業活動に対する是正を図る行為その他一定の行動等を行うための基礎調査のために、検討委員会の下に検討グループを設置することができる。

- 2 検討グループは、前項の基礎調査において、事業者等の不当な事業活動に対する是正を図る行為その他一定の行動等が必要と判断した場合は、その結果と意見を検討委員会に報告する。
- 3 検討グループの構成員の資格、選任方法、任期、会議の方法については、理事会の定める検討グループ運営規則で定める。

(その他委員会)

第 41 条 この法人の運営において必要な場合は、理事会において各種委員会を設置することができる。

- 2 各種委員会の委員の選任方法、設置ならびに運営等に関する規定は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 42 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) 消費者契約法第 28 条第 5 項に定められた積立金
- (7) その他の収益

(資産の区分)

第 43 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 44 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 45 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 46 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 47 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第 48 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

- 第 49 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第 50 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第 51 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

- 第 52 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(積立金の承継)

- 第 53 条 この法人が、差止請求関係業務を廃止し、又は消費者契約法第 13 条第 1 項の認定の失効（差止請求関係業務の廃止によるものを除く。）若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において第 42 条第 6 号の積立金に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体（消費者契約法第 35 条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあっては、当該適格消費者団体）があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは消費者契約法第 13 条第 3 項第 2 号に掲げられている要件に適合する団体であって内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させるものとする。この場合において帰属先が複数存在するときは、総会において選定された者に帰属させるものとする。

## 第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第 54 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。
- (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
  - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
  - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
  - (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
  - (7) 会議に関する事項
  - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
  - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）
  - (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

- 第 55 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。
  - 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第 56 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第 57 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、この法人のホームページへの掲載その他相当な方法により行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、法人のホームページに掲載して行う。  
2 法律により公告の方法が定められている場合には、前項の規定にかかわらず、その方法により行う。

## 第 11 章 雑則

(細則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	吉岡和弘
理事	河上正二 中里真 櫛引進一 野崎和夫 鈴木裕美 小野寺友宏 石川和美 高橋大輔 畠山幸夫 岩井幸子 高橋玲子
監事	秋葉賢二 車塚潤
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 47 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 51 条の規定にかかわらず、設立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。設立の日が翌事業年度になる場合は、設立の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とし、設立から平成 27 年 3 月 31 日までについては、2 事業年度にまたがった場合でも 1 事業年度分の会費を徴収することとする。
  - (1) 個人正会員 年会費一口 5,000 円で一口以上
  - (2) 団体正会員 年会費一口 10,000 円で一口以上
  - (3) 個人賛助会員 年会費一口 3,000 円で一口以上
  - (4) 団体賛助会員 年会費一口 10,000 円で一口以上

### 附 則

この定款は、平成 28 年 9 月 26 日から変更とする。

### 附 則

この定款は、平成 30 年 9 月 5 日から変更とする。